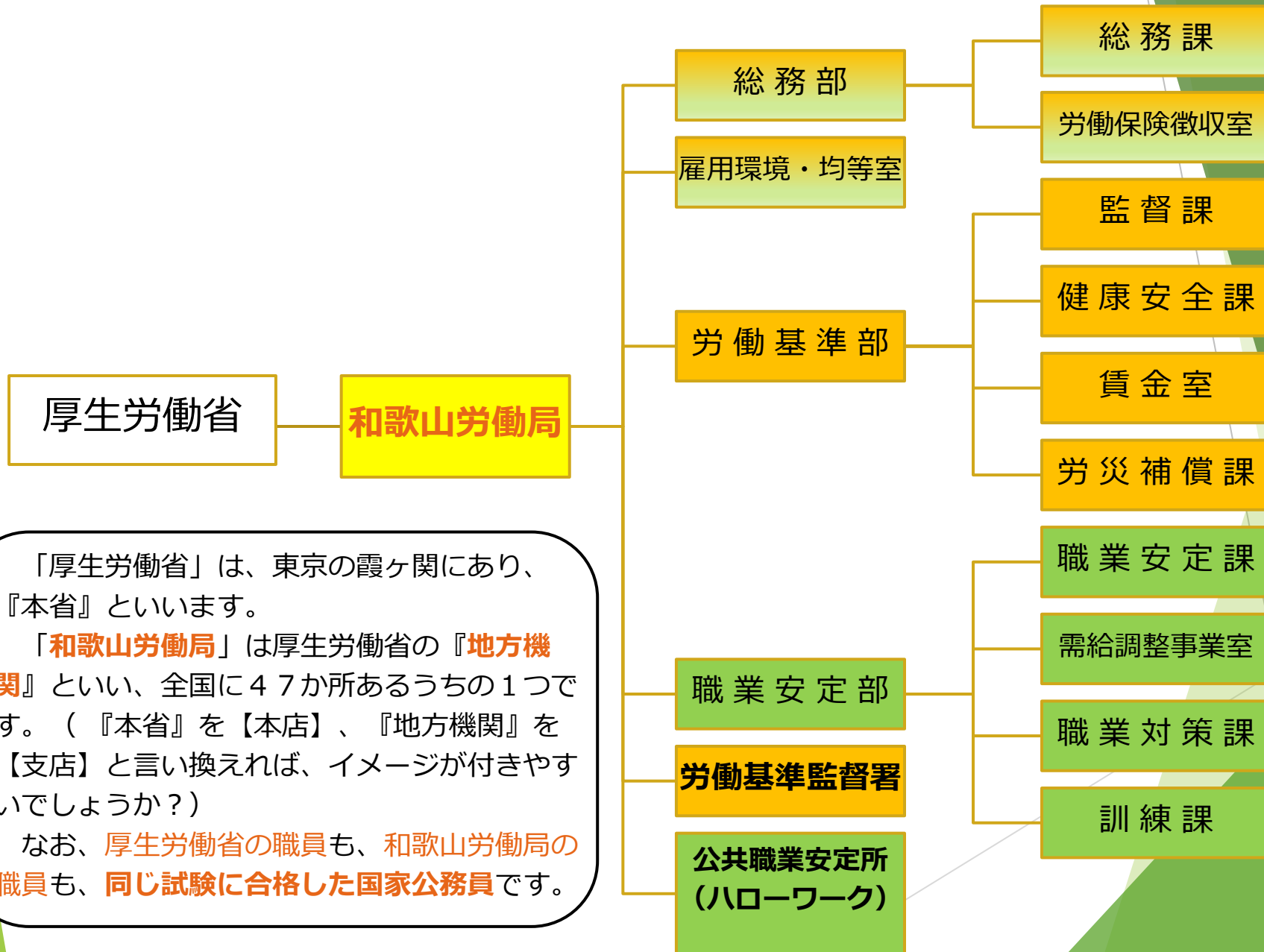


# 和歌山労働局の 業務説明 (労働基準監督官)

作成：和歌山労働局 総務課

# 和歌山労働局の組織



「厚生労働省」は、東京の霞ヶ関にあり、『本省』といいます。

「**和歌山労働局**」は厚生労働省の『**地方機関**』といい、全国に47か所あるうちの1つです。（『本省』を【本店】、『地方機関』を【支店】と言い換えれば、イメージが付きやすいでしょうか？）

なお、**厚生労働省の職員も、和歌山労働局の職員も、同じ試験に合格した国家公務員**です。

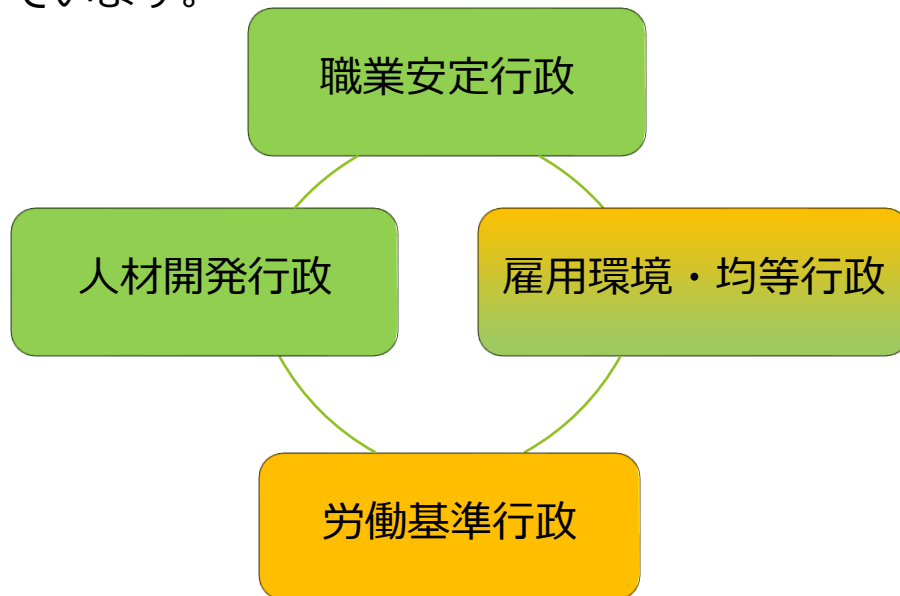
# 労働局の役割

労働局は、国民の皆さまの『働く』ということに関連する様々な行政分野について、総合的・一元的に、**地域に密着した行政を担う**厚生労働省の地方機関です。

和歌山労働局の職員は、「労働分野の専門家集団」として、

- ・ **職業安定行政**：求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、また、労働者が失業した場合等に失業等給付の支給など、
- ・ **人材開発行政**：各々に適した仕事に就けるよう、スキル向上・キャリア開発に向けた支援など、
- ・ **労働基準行政**：労働条件の向上、労働者の安全と健康の確保等、また、労働者が工作中・通勤中に負傷等した場合に労災保険給付の支給など、
- ・ **雇用環境・均等行政**：働き方改革の推進、労働者と事業主との間の紛争解決のサポート、様々なハラスメント対策の推進、女性の活躍促進など、

を行っています。



4つの行政が一体となって、国民の皆さまの『働く』を総合的に支援しています。

皆さん、和歌山県における最低賃金はいくらかわかりますか？和歌山県の最低賃金は、労働局で開催する審議会で審議して決定されます。最近では、新型コロナウイルスが大流行しましたよね？雇用維持のために、労働局で助成金を支給するなど、企業の援助を行っていました。

今後も、社会情勢、ニーズなどに応じて様々な業務が生じると思いますが、その分、『**労働分野の専門家（プロフェッショナル）**』として、活躍できる機会がとて  
も大きな仕事です！！

# 労働基準監督署の設置状況（5署）

## 労働基準監督署管轄区域図

### 和歌山署

管轄区域 和歌山市・海南市・岩出市・紀美野町（3市1町）  
 管内人口 459,598人（令和5年1月現在）  
 管内面積 476.76㎢（令和2年国勢調査）  
 産 業 鉄鋼、機械（繊維機械・精密機械）、皮革、染料、木工家具、ニット生地、洋器、和雑貨（キッチン・バス・トイレ用品）など

### 御坊署

管轄区域 御坊市・有田市・有田郡（みなべ町を除く）（2市8町）  
 管内人口 126,667人（令和5年1月現在）  
 管内面積 1,053.91㎢（令和2年国勢調査）  
 産 業 みかん、梅、山椒、蚊取り香、醤油、石油精製、電線製造、紀州備長炭、マージャンパイなど

### 田辺署

管轄区域 田辺市・日高郡のうちみなべ町・西牟婁郡（1市4町）  
 管内人口 117,475人（令和5年1月現在）  
 管内面積 1,679.99㎢（令和2年国勢調査）  
 産 業 ボタン、梅の栽培及びこれらを原料とする食品製造業、製材、紀州備長炭  
 観光産業 熊野三山霊地、湯峰温泉、川湯温泉、白浜温泉、椿温泉ほか

### 橋本署

### 橋本署

管轄区域 橋本市・紀の川市・伊都郡（2市3町）  
 管内人口 138,683人（令和5年1月現在）  
 管内面積 691.63㎢（令和2年国勢調査）  
 産 業 パイル織機（シール織機・役員・インテリア用品など全国シェア90%）、柿・みかん等の果樹栽培、紀州へら草など  
 観光産業 高野山霊地

### 新宮署

### 新宮署

管轄区域 新宮市・東牟婁郡（1市4町1村）  
 管内人口 59,208人（令和5年1月現在）  
 管内面積 922.45㎢（令和2年国勢調査）  
 産 業 上質な紀州材の産地、特に漆汗漁業の基地としても有名（鮎・マグロほか）  
 観光産業 熊野三山霊地、遊峯、湯滝温泉ほか



# 労働基準監督官の主な業務について

## 労働基準監督署の主な仕事

### ■ 事業場に対する監督・指導（方面）

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づき、事業場に立ち入るなどして、労働者の労働条件等を調査し、法違反が認められた場合には、是正を指導します。また、危険性の高い機械・設備などについては、使用停止等の命令を行います。

さらに、重大・悪質な事案については、司法事件として捜査・送検するなど、厳正に対処します。

### ■ 申告・相談の対応（方面）

労働者からの賃金不払、長時間労働等の申告・相談を受け、事業場を調査し、関係法令違反が認められた場合、改善指導をしています。

### ■ 労働災害の防止（安全衛生課）

建設工事などの届出の審査を行い、不安全な箇所があれば改善を求めます。また、クレーンなどの一定の危険な機械について、設置時の検査をします。

仕事中に労働者が被災した場合や爆発・火災・有害物の漏えいなどの災害が発生した場合には、調査を行い、その原因究明、再発防止対策の指導などを行っています。

■ その他、厚生労働事務官【基準】と同様、**労災保険業務や労働保険の適用・徴収業務（労災課）**に従事することもあります。

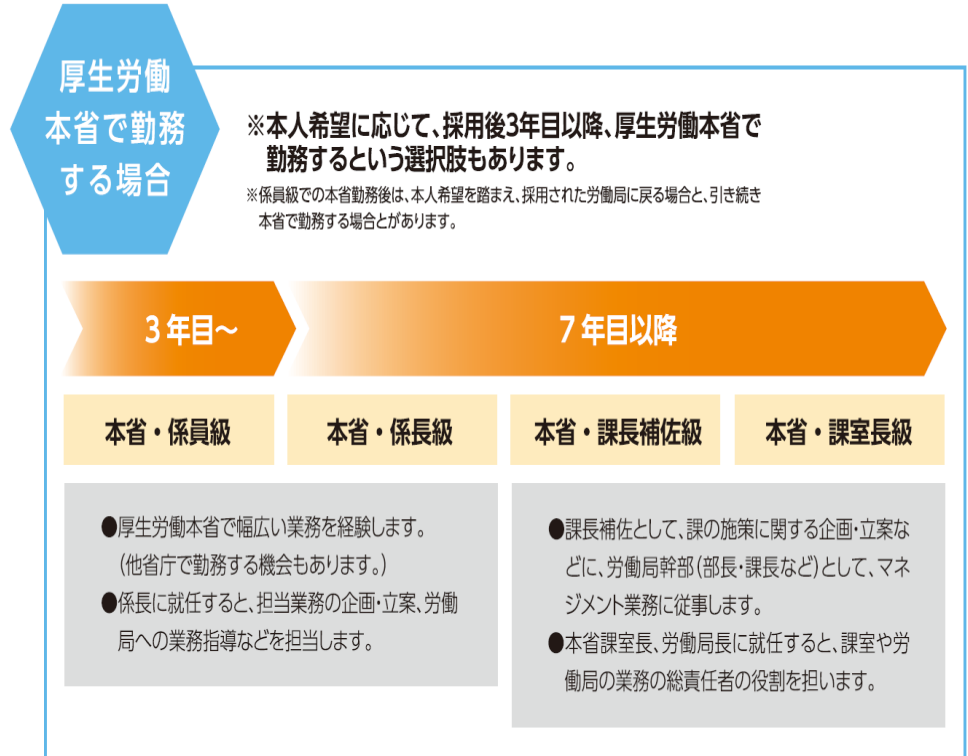
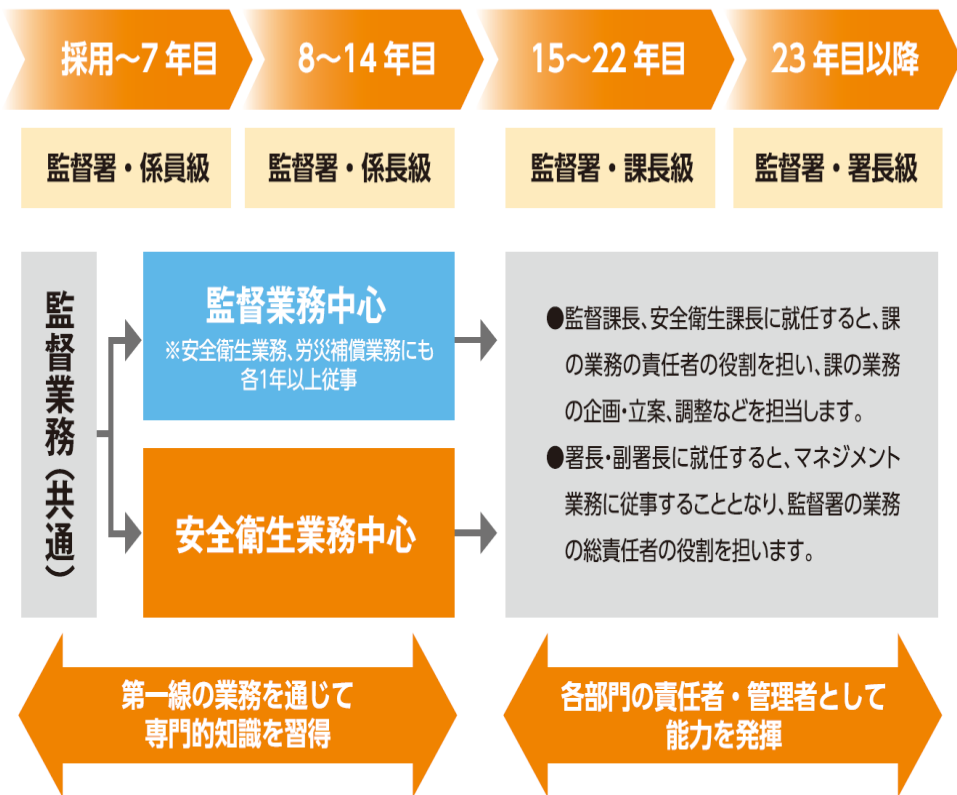


# 労働基準監督官の異動・キャリアパスについて

労働基準監督官の採用は、平成31年度の採用者から **都道府県労働局ごとの採用** となりました。採用後は **主に採用された労働局管内の労働基準監督署で勤務** しますが、採用後の **3年目からの2年間** は、**採用された労働局とは別の労働局管内で勤務** します。

**採用後の4年間は、原則として全員が監督業務に従事し、採用後5年目以降は、監督業務を中心とするキャリアパスと、安全衛生業務を中心とするキャリアパス** があります。

- ※ 監督業務を中心とするキャリアパスでは、総合性を高めるため、採用後15年目までに、安全衛生業務と労災補償業務に各1年以上従事することとなります。
- ※ どちらのキャリアパスでも、将来的な昇進等に差はありません。



(注)この図は一例のイメージであり、本人の勤務成績、適正、希望などにより個々異なります。